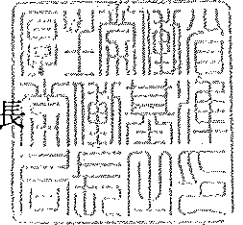


基発 1006 第7号  
平成 22 年 10 月 6 日

(社)全日本病院協会代表者 殿

厚生労働省労働基準局長



平成 22 年度最低賃金周知広報の実施について (協力依頼)

最低賃金行政の円滑な推進につきましては、日頃から格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、最低賃金制度は賃金の低廉な労働者の労働条件の改善を図るセーフティネットとして重要な役割を果たしており、また、本年においては、6月3日に開催された雇用戦略対話第4回会合 (<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/koyoutaiwa/>) において、最低賃金引上げに関する政労使の合意が行われるとともに、この合意は「新成長戦略」(平成22年6月18日閣議決定)に盛り込まれており、最低賃金制度の重要性はますます高まってきております。

このような中で、各地方最低賃金審議会において、雇用戦略対話における最低賃金引上げに関する合意を踏まえた審議が行われ、本日までにすべての地域別最低賃金額が10円以上の引上げとなる公示が行われたところであり、改定された最低賃金額及び最低賃金制度について広く国民に周知を図り、同制度の履行確保を図ることが一層重要になっておりますが、その履行状況は今なお十分とは言えない実情にあります。

このため、厚生労働省においては標記の周知広報を実施することとしており、貴職におかれましても、最低賃金制度の趣旨を御理解の上、貴会が発行される広報誌への掲載などによる貴会の加入事業者に対する改定された最低賃金額及び最低賃金制度の周知について、格別の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、御参考までに、広報原稿例を同封させていただきます。

(参考)

## 平成22年度地域別最低賃金改定一覧

都道府県名	最低賃金時間額 【円】	引上げ額 【円】	発効年月日
北海道	691 ( 678 )	13	平成22年10月15日
青森	645 ( 633 )	12	平成22年10月29日
岩手	644 ( 631 )	13	平成22年10月30日
宮城	674 ( 662 )	12	平成22年10月24日
秋田	645 ( 632 )	13	平成22年11月3日
山形	645 ( 631 )	14	平成22年10月29日
福島	657 ( 644 )	13	平成22年10月24日
茨城	690 ( 678 )	12	平成22年10月16日
栃木	697 ( 685 )	12	平成22年10月7日
群馬	688 ( 676 )	12	平成22年10月9日
埼玉	750 ( 735 )	15	平成22年10月16日
千葉	744 ( 728 )	16	平成22年10月24日
東京	821 ( 791 )	30	平成22年10月24日
神奈川	818 ( 789 )	29	平成22年10月21日
新潟	681 ( 669 )	12	平成22年10月21日
富山	691 ( 679 )	12	平成22年10月27日
石川	686 ( 674 )	12	平成22年10月30日
福井	683 ( 671 )	12	平成22年10月21日
山梨	689 ( 677 )	12	平成22年10月17日
長野	693 ( 681 )	12	平成22年10月29日
岐阜	706 ( 696 )	10	平成22年10月17日
静岡	725 ( 713 )	12	平成22年10月14日
愛知	745 ( 732 )	13	平成22年10月24日
三重	714 ( 702 )	12	平成22年10月22日
滋賀	706 ( 693 )	13	平成22年10月21日
京都	749 ( 729 )	20	平成22年10月17日
大阪	779 ( 762 )	17	平成22年10月15日
兵庫	734 ( 721 )	13	平成22年10月17日
奈良	691 ( 679 )	12	平成22年10月24日
和歌山	684 ( 674 )	10	平成22年10月29日
鳥取	642 ( 630 )	12	平成22年10月31日
島根	642 ( 630 )	12	平成22年10月24日
岡山	683 ( 670 )	13	平成22年11月5日
広島	704 ( 692 )	12	平成22年10月30日
山口	681 ( 669 )	12	平成22年10月29日
徳島	645 ( 633 )	12	平成22年10月16日
香川	664 ( 652 )	12	平成22年10月16日
愛媛	644 ( 632 )	12	平成22年10月27日
高知	642 ( 631 )	11	平成22年10月27日
福岡	692 ( 680 )	12	平成22年10月22日
佐賀	642 ( 629 )	13	平成22年10月29日
長崎	642 ( 629 )	13	平成22年11月4日
熊本	643 ( 630 )	13	平成22年11月5日
大分	643 ( 631 )	12	平成22年10月24日
宮崎	642 ( 629 )	13	平成22年11月4日
鹿児島	642 ( 630 )	12	平成22年10月28日
沖縄	642 ( 629 )	13	平成22年11月5日
全国加重平均額	730 ( 713 )	17	

※ 括弧書きは、平成21年度地域別最低賃金額

(広報原稿例)

## すべての都道府県で地域別最低賃金額が改定されました

一時間額 10 円から 30 円 (全国加重平均 17 円) の引上げー

すべての都道府県労働局において、下表のとおり地域別最低賃金額を改定し、平成 22 年 10 月 7 日から 11 月 5 日までの間に順次効力が発生します。

最低賃金制度とは、最低賃金法に基づき国が賃金の最低限度を定め、使用者は、その最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければならないとされている制度です。

仮に最低賃金より低い賃金を労働者、使用者双方の合意の上で定めても、それは法律によって無効とされ、最低賃金額と同様の定めをしたものとされます。したがって、最低賃金未満の賃金しか支払わなかった場合には、最低賃金額との差額を支払わなくてはなりません。また、地域別最低賃金額以上の賃金額を支払わない場合には、罰則 (50 万円以下の罰金) が定められています。

経営者の皆様におかれましては、貴社の労働者の賃金額が決して地域別最低賃金額を下回ることのないよう、金額を御確認ください。

なお、派遣労働者については、派遣先の事業場に適用されている地域別最低賃金又は特定 (産業別) 最低賃金が適用されることとなりますので御注意ください。

平成22年度地域別最低賃金改定状況

都道府県名	時間額 【円】	発効年月日	都道府県名	時間額 【円】	発効年月日	都道府県名	時間額 【円】	発効年月日
北海道	691	H22.10.15	石川	686	H22.10.30	岡山	683	H22.11.5
青森	645	H22.10.29	福井	683	H22.10.21	広島	704	H22.10.30
岩手	644	H22.10.30	山梨	689	H22.10.17	山口	681	H22.10.29
宮城	674	H22.10.24	長野	693	H22.10.29	徳島	645	H22.10.16
秋田	645	H22.11.3	岐阜	706	H22.10.17	香川	664	H22.10.16
山形	645	H22.10.29	静岡	725	H22.10.14	愛媛	644	H22.10.27
福島	657	H22.10.24	愛知	745	H22.10.24	高知	642	H22.10.27
茨城	690	H22.10.16	三重	714	H22.10.22	福岡	692	H22.10.22
栃木	697	H22.10.7	滋賀	706	H22.10.21	佐賀	642	H22.10.29
群馬	688	H22.10.9	京都	749	H22.10.17	長崎	642	H22.11.4
埼玉	750	H22.10.16	大阪	779	H22.10.15	熊本	643	H22.11.5
千葉	744	H22.10.24	兵庫	734	H22.10.17	大分	643	H22.10.24
東京	821	H22.10.24	奈良	691	H22.10.24	宮崎	642	H22.11.4
神奈川	818	H22.10.21	和歌山	684	H22.10.29	鹿児島	642	H22.10.28
新潟	681	H22.10.21	鳥取	642	H22.10.31	沖縄	642	H22.11.5
富山	691	H22.10.27	島根	642	H22.10.24			

最低賃金は、  
暮らしの  
支えです。

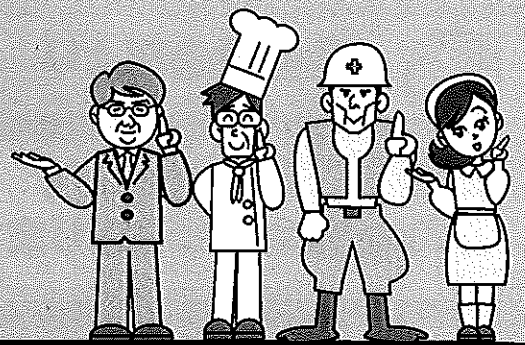
# 東京都 最低賃金が 改定されました。

東京都最低賃金額

# 821円時間額

発効日：平成22年10月24日

※特定の産業には特定（産業別）最低賃金が定められています。



## 必ずチェック最低賃金！ 使用者も、労働者も

最低賃金制度とは、最低賃金法に基づき国が賃金の最低限度を定め、  
使用者は、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならないとする制度です。

厚生労働省  
ホームページアドレス <http://www.mhlw.go.jp/>

最低賃金に関する  
特設サイト <http://www.saiteichingin.info/>

最低賃金に関するお問い合わせは東京労働局又は最寄りの労働基準監督署へ

ウェブで最低賃金がチェックできます。

最低賃金制度

 厚生労働省

## Q ■ 最低賃金制度とは ■ なんでしょう？

A ■ 最低賃金制度とは、最低賃金法に基づき国が賃金の最低限度を定め、使用者は、その最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければならないとする制度です。原則として事業場で働く常用・臨時・パート・アルバイトなどの雇用形態や呼称の如何を問わずすべての労働者とその使用者に適用されます。また、最低賃金には、地域別最低賃金と特定（産業別）最低賃金があります。

## Q ■ 最低賃金の対象となる ■ 賃金には ■ どんなものがありますか？

A ■ 最低賃金の対象となる賃金は、通常の労働時間、労働日に対して支払われる賃金に限られます。具体的には、実際に支払われている賃金から次の賃金を除外したものが最低賃金の対象となります。

- ① 臨時に支払われる賃金（結婚手当など）
- ② 1箇月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）
- ③ 所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金（時間外割増賃金など）
- ④ 所定労働日以外の労働に対して支払われる賃金（休日割増賃金など）
- ⑤ 午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分（深夜割増賃金など）
- ⑥ 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

## Q ■ 最低賃金額より ■ 低い賃金を労働者、 ■ 使用者双方合意の上で ■ 定めた場合はどうなりますか？

A ■ 労使合意の上で定めても、それは法律によって無効とされ、最低賃金額と同様の定めをしたものとみなされます。

「最低賃金制度」は、すべての労働者の賃金の最低限を保障するセーフティネットです。具体的な金額など詳しくは厚生労働省のホームページをご覧ください。

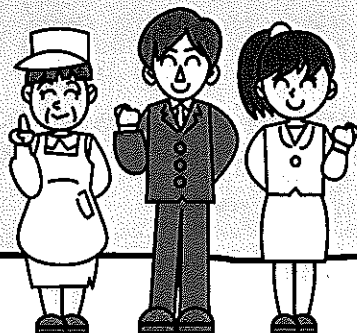
**最低賃金額  
以上の賃金が  
支払われてますか？  
お確かめください。**

## Q ■ 最低賃金額以上か ■ 未満かどうかを、 ■ 確認する方法はありますか？

A ■ 実際の賃金が最低賃金額以上となっているかどうかを調べるには、最低賃金の対象となる賃金と適用される最低賃金を次の方法で比較します。

- ① 時間給の場合  
時間給  $\geq$  最低賃金額（時間額）
- ② 日給の場合  
日給  $\div$  1日の所定労働時間  $\geq$  最低賃金額（時間額）  
ただし、日額が定められている特定（産業別）最低賃金が適用される場合には、日給  $\geq$  最低賃金額（日額）となります。
- ③ 月給の場合  
月給  $\div$  1箇月平均所定労働時間  $\geq$  最低賃金額（時間額）
- ④ 上記①、②、③の組み合わせの場合  
例えば、基本給が日給制で各手当（職務手当等）が月給制などの場合は、それぞれ②、③の式により時間額に換算し、それを合計したものと最低賃金額（時間額）と比較します。

**必ずチェック  
最低賃金！**



**使用者も、  
労働者も**